

令和元年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ヤ シ マ キ ザ イ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 田 一 昭
(コード番号：7677 東証市場第二部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 長 阿 部 昌 宏
(TEL 03-6758-2558)

自己株式の処分並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

令和元年 5 月 23 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所市場第二部への上場に伴う公募による自己株式の処分並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による自己株式の処分の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 250,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（令和元年 6 月 6 日の取締役会で決定する。）
- (3) 払 込 期 日 令和元年 6 月 25 日（火曜日）
- (4) 募 集 方 法 処分価格（募集価格）での一般募集とし、野村證券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は処分価格（募集価格）と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、公募による自己株式の処分を中止する。
- (5) 処分価格（募集価格） 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、令和元年 6 月 17 日に決定する。）
- (6) 申 込 期 間 令和元年 6 月 18 日（火曜日）から
令和元年 6 月 21 日（金曜日）まで
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 株 式 受 渡 期 日 令和元年 6 月 26 日（水曜日）
- (9) 前記各項を除くほか、この公募による自己株式の処分に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 551,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数 岐阜県大垣市本今町 1682 番地の 2
神鋼造機株式会社 428,000 株
東京都目黒区
佐藤 泰子 50,000 株
東京都世田谷区
関 年子 50,000 株
兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目 1 番 1 号
株式会社みなと銀行 23,000 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社、S M B C 日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社、エース証券株式会社及び株式会社 S B I 証券が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記 1. における処分価格(募集価格)と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 120,000 株 (上限)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号
野村證券株式会社 120,000 株 (上限)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記 1. における処分価格(募集価格)と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 親引けの件

上記2. の引受人の買取引受による株式売出しに当たり、当社は、野村証券株式会社に対し、引受株式数のうち、40,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

【ご参考】

1. 公募による自己株式の処分及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

- | | | | |
|----------|------|-------------------|----------|
| ① 募集株式の数 | 普通株式 | 250,000株 | |
| ② 売出株式数 | 普通株式 | 引受人の買取引受による売出し | 551,000株 |
| | | オーバーアロットメントによる売出し | 120,000株 |
- (※)

- (2) 需要の申告期間 令和元年6月10日（月曜日）から
令和元年6月14日（金曜日）まで

- (3) 価格決定日 令和元年6月17日（月曜日）

（処分価格（募集価格）及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。）

- (4) 募集・売出期間 令和元年6月18日（火曜日）から
令和元年6月21日（金曜日）まで

- (5) 払込期日 令和元年6月25日（火曜日）

- (6) 株式受渡期日 令和元年6月26日（水曜日）

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主である佐藤泰子及び関年子（以下、「貸株人」と総称する。）から借入れる株式であります。これに関連して、野村証券株式会社は、120,000株を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下、「グリーンシュエアオプション」という。）を、令和元年7月19日行使期限として付与される予定であります。

また、野村証券株式会社は、令和元年6月26日から令和元年7月17日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシュエアオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	299,200株
公募による自己株式の処分株式数	250,000株 (注)
公募による自己株式の処分後の自己株式数	49,200株

(注) 今回の公募による自己株式の処分に当たり、発行済株式総数は変動いたしません。

3. 調達資金の使途

今回の公募による自己株式の処分による手取概算額 289 百万円は、設備資金として 100 百万円、運転資金として 180 百万円を充当する予定であり、具体的には、以下のとおりであります。

設備資金の内訳としては、業務効率化を目的としたウェブ環境での受発注システムの構築、基幹システムの拡充、決算業務の効率化のための会計システムの構築のための資金として、100 百万円（令和 2 年 3 月期：40 百万円、令和 3 年 3 月期：60 百万円）を充当する予定であります。

運転資金としては、ミャンマーにおける事業展開のためのヤンゴン拠点での人件費等として、25 百万円（令和 2 年 3 月期：8 百万円、令和 3 年 3 月期：8 百万円、令和 4 年 3 月期：9 百万円）、欧州での事業展開のためのイタリア拠点での人件費等として、75 百万円（令和 2 年 3 月期：25 百万円、令和 3 年 3 月期：30 百万円、令和 4 年 3 月期：20 百万円）、ベトナムにおける事業展開のためのホーチミン拠点での人件費等として、80 百万円（令和 2 年 3 月期：20 百万円、令和 3 年 3 月期：35 百万円、令和 4 年 3 月期：25 百万円）を充当する予定であります。

また、残額につきましては、将来における広告宣伝費および販売促進費ならびに採用活動および上記以外の人件費等の運転資金に充当する方針であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元と内部留保の充実を総合的に勘案し、収益性、成長性、企業体質の強化を考慮しつつ、安定的な配当の継続維持を基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、経営体質強化と将来の事業展開投資として投入していくこととしております。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

安定的な配当の維持継続を基本方針に次期以降の見通しなどを勘案し、積極的に株主への利益還元を実施いたしたいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
1株当たり当期純利益	124.83円	140.38円	137.58円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	15.00円 (-1円)	15.00円 (-1円)	15.00円 (-1円)
実績配当性向	12.0%	10.7%	10.9%
自己資本当期純利益率	6.6%	6.8%	6.0%
純資産配当率	0.79%	0.72%	0.65%

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。

5. ロックアップについて

上記1.の公募による自己株式の処分並びに上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、貸株人及び売出人である佐藤泰子及び関年子並びに売出人である株式会社みなと銀行並びに当社株主である東京中小企業投資育成株式会社、関正一郎、佐藤厚、コクサイエアロマリン株式会社、日本生命保険相互会社、関正幸、一般社団法人アカデミア・ヤシマ、株式会社陽栄、株式会社バンザイ、レシップホールディングス株式会社、佐藤商事株式会社、種部和夫、高田一昭、小野崎正顕、中村修、矢島秀生、高橋謙二及び倉田二三夫は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の令和元年9月23日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、上記2.の引受人の買取引受による株式売出し、上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を野村證券株式会社が取得すること等は除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社株主であるヤシマキザイ従業員持株会は、野村證券株式会社に対し、元引受契約から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の令和元年12月22日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の令和元年12月22日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、上記1.の公募による自己株式の処分、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社株式の割当を受けた者(ヤシマキザイ従業員持株会、佐藤厚、高田一昭、種部和夫、関正一郎、高橋謙二、小野崎正顕、中村修、倉田二三夫及び矢島秀生)との間に継続所有等の確約を行っております。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。